

O PEN

～開かれたまちづくり～

H OPE

～希望の持てるまちづくり～

C HALLENGE

～挑戦できるまちづくり～



概要版

第2次 日高川町 長期総合計画

地域の個性で創る 元気創造空間
日高川町

平成30年3月
日高川町

1. 計画策定の背景と趣旨

本町は、平成 17 年 5 月 1 日に、川辺町、中津村、美山村の 3 町村の合併により誕生しました。そして、新たな時代のまちづくりの指針として、平成 20 年度を初年度とする「第 1 次日高川町長期総合計画（日高川ネットワークプラン）」を策定し、「人の和、地域の和でつくる 元気創造空間・日高川町」を将来像として掲げ、平成 29 年度を目標年度として、その実現に向けたまちづくりに取り組んできました。

しかし、この間、東日本大震災や台風 12 号災害をはじめ、全国各地で発生する大規模災害、人口減少社会のさらなる進行、経済成長の鈍化など、社会経済を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、多種多様化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりが求められています。

また、国においては、平成 23 年 5 月に地方自治法が改正され、市町村への基本構想策定の義務づけが撤廃されました。そのため、それぞれの自治体において総合計画のあり方（位置づけ、役割）を自ら設定する必要があります。

このような背景を踏まえ、本町を取り巻く課題を住民と行政の協働及び役割分担を通じて解決するとともに、本町でのよりよい暮らしをめざして、住民と行政がまちづくりに取り組む「第 2 次日高川町長期総合計画」を策定しました。また、「まちづくりの基本原則」や「将来像」といったまちづくりの目標を明らかにし、その実現に向けての、住民と行政の共通の指針とします。

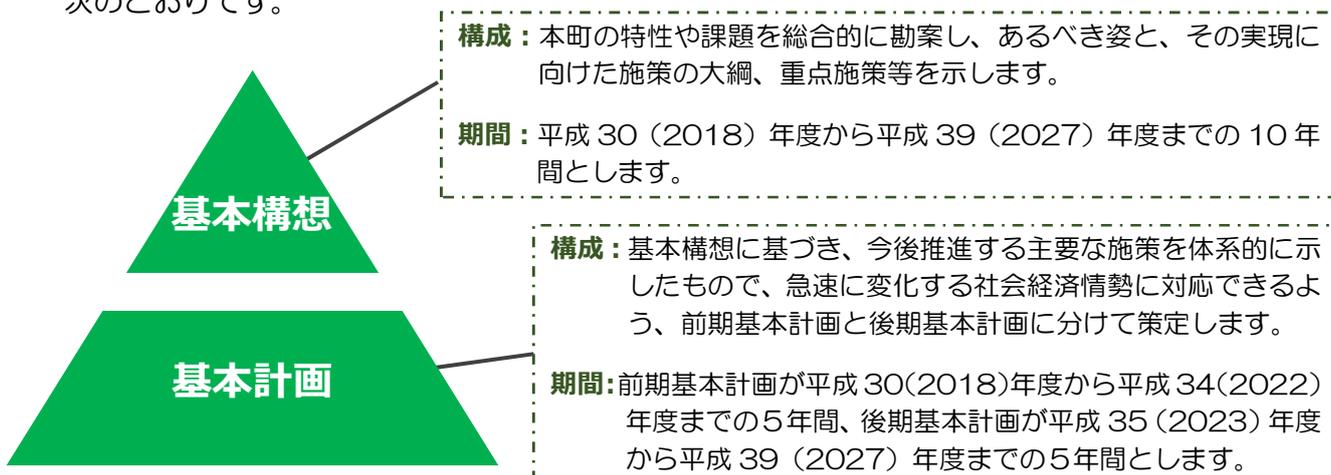
2. 計画の目的と役割

本計画は、本町のまちづくりの最上位計画であるとともに、総合的かつ計画的な町政運営のための計画です。

また、住民や地域、団体、企業においては本計画を共通の目標として、町政に対する理解及び協力、積極的な参画を期待するとともに、国や県、周辺市町に対しては、計画の実現に向けて必要な支援と協力を要請します。

3. 計画の構成と期間

本計画は「基本構想」及び「基本計画」により構成されています。それぞれの構成と期間は、次のとおりです。



1. まちづくりの基本原則

本町に関わる人が“住みたい”“住み続けたい”と思えるまちづくりを進めるために、すべての分野において基本とする原則を、次のとおり定めます。

◆原則1: OPEN ～開かれたまちづくり～

本町における温かな地域のつながりからはじまる住民相互のふれあいはもちろん、町に訪れる人との積極的な交流、そこから広がる和を尊重します。それと同時に、町内外や世代を越えて分け隔てのない交流を促すため、みんなに開かれた（Open）まちづくりを進めます。

◆原則2: HOPE ～希望の持てるまちづくり～

本町ならではの特性・資源を生かした「しごと」の創造による「やりがい」や「生きがい」の創出、自然環境との調和・共存による持続可能性の確保により、夢ある楽しい暮らしを実現します。そのことにより、町内外に誇りうる多様な価値を生み出し、本町に関わるすべての人が希望（Hope）を持つことができるまちづくりを進めます。

◆原則3: CHALLENGE ～挑戦できるまちづくり～

住民の一人ひとりが生涯にわたって健康で生きがいを持ちながら活躍するとともに、さまざまな物事に積極的に挑戦（Challenge）し、試みを積み重ねることができるまちづくりを進めます。

2. 日高川町の将来像

将来像は、本町が10年後にめざす姿を示すものであり、これからのまちづくりの象徴となるものです。上記の「まちづくりの基本原則」や社会経済情勢等を総合的に勘案し、将来像を次のとおり定めます。

地域の個性で創る 元気創造空間

日高川町



1. 住みたい・住み続けたい基盤が整ったまち

社会経済情勢の変化や住民ニーズの動向等を総合的に勘案し、移住・定住の基盤となる住環境の維持・向上に取り組むとともに、長期的・広域的な視点から、町の持続的発展に向けた土地利用を推進します。

また、近畿自動車道紀勢線や国道・県道の整備促進、町道の整備、公共交通機関の充実等による道路・交通ネットワークの整備、CATV 網を活用した情報ネットワークの整備を進め、人・物・情報の交流や地域間の連携・一体化を促す、便利で安全な町の基盤づくりを進めます。

(1) 住環境の維持・向上

- 良好な住宅地の形成
- 町営住宅の整備・維持管理
- 移住・定住促進のための住宅施策の検討・推進
- 空き家対策の推進

(2) 土地の有効利用

- 土地の利活用の推進
- 計画的な地籍調査の推進

(3) 道路・交通ネットワークの整備

- 近畿自動車道紀勢線の整備促進
- 国道・県道の整備促進
- 町道及び橋梁の整備・維持管理の推進
- 鉄道の利用促進
- 路線バスの維持・確保
- コミュニティバスの充実

(4) 情報ネットワークの整備

- 情報通信基盤の充実
- 各分野における情報サービスの提供
- 情報化の環境づくり
- 携帯電話の不感地域の解消

2. 活力と交流に満ちた元気産業のまち

担い手の育成・確保や生産基盤のさらなる充実をはじめ、特産品の開発・拡充や地産地消の促進、都市との交流の促進、有害鳥獣対策や遊休農地の解消など、地域の特色に応じた柔軟な支援施策を推進し、本町の基幹産業である農林業の振興と、農地・森林の持つ多面的機能の保全・活用に努めます。

また、商工会の育成や企業誘致等により、商工業の振興に努めるほか、多彩な観光・交流施設の有効活用等による滞在型観光・交流機能の充実、さらには雇用対策や後継者の定住促進施策を推進し、活力と交流に満ちた元気な産業の育成を進めます。

(1) 農業の振興

- 農業生産基盤の充実と農地の有効活用
- 農業近代化施設の整備
- 担い手及び幅広い人材の育成・確保
- 農産物の生産性・品質の向上、ブランド化の促進
- 鳥獣害対策の強化
- 新たな作型・作目の導入と農産物加工の充実

- 産品展示販売所の充実・活用
- 地産地消の促進
- 都市と農村との交流促進
- 遊休農地・耕作放棄地対策

(2) 林業の振興

- 林道、作業道の整備
- 木材生産体制の充実
- 担い手の育成・確保
- 木材流通体制の整備
- 森林の保全と総合的活用
- 特用林産物の生産振興
- 鳥獣害対策の強化

(3) 商工業の振興

- 商工会の育成
- 地域の実情に応じた商業活動の促進
- 新産業開発等の促進
- 既存企業の活性化の促進
- 企業誘致の推進

(4) 観光の振興

- 観光振興体制の整備
- 観光・交流資源の充実とネットワーク化
- 広域観光体制の充実
- 体験・滞在型観光メニューの充実と受け入れ体制の整備
- 日高川の観光的活用
- 観光 PR 活動の強化
- おもてなし力の向上
- 国際化に対応した環境整備

(5) 雇用対策の推進と後継者の定住促進

- 雇用機会の確保と雇用の促進
- 勤労者福祉の充実
- 後継者の定住促進
- シルバー人材センターの設立・運営

3. 豊かな心を育む教育・文化のまち

豊かな心を育む教育・文化のまちづくりに向け、本町の自然や歴史、産業、人材等を活用した特色ある教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを進めます。さらに、生涯を通じて学び続け、充実した人生を送ることができる学習環境づくりを推進します。

また、文化芸術活動の振興と地域文化の保存・活用・継承を進めるとともに、元気を生み出すスポーツ活動の振興に努めます。

(1) 生きる力を育む学校教育の推進

- 生きる力を育む特色ある教育活動の推進
- 学校施設の整備充実
- 小規模校における教育の充実
- 子ども読書活動の推進
- 安全教育、安全管理の充実

(2) 学校・家庭・地域が連携した教育の推進、青少年の健全育成

- コミュニティ・スクールの充実
- 青少年の体験・交流活動の推進
- 家庭・地域の教育力の向上
- 青少年団体の育成
- 青少年健全育成体制の充実
- 健全な社会環境づくり

(3) 生涯学習の推進

- 生涯学習環境の整備充実
- 公民館図書室の充実
- 講座・教室等の学習支援の充実
- 担い手の育成・確保
- 関係団体等の育成

(4) 文化芸術活動の振興と地域文化の保存・活用・継承

- 文化施設の整備と芸術文化の振興
- 文化財の保存・活用の推進
- 青少年の文化活動の推進
- 歴史資料館の運営管理と情報の発信

(5) 元気を生み出すスポーツの振興

- スポーツ施設の整備充実と利用促進
- スポーツ団体、指導者の育成
- アスリートの育成
- 多様なスポーツ活動の普及・促進
- スポーツ人口の拡大

4. だれもが元気になる健康福祉のまち

住民一人ひとりの健康寿命の延伸と、そのための健全な生活習慣の確立に向けた自主的な健康づくり活動の推進、安心できる医療の確保に向け、総合的な健康づくり・医療体制の整備を進めます。

また、心温かく、住民活動が活発な地域性等を生かしながら、支え合いの精神に基づく地域福祉体制づくりを進めるとともに、若い世代が子育てに夢を持ち、子どもを安心して生み育てることができる子育て支援体制の充実、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる介護・自立支援体制の充実、さらには国民健康保険や国民年金、生活保護など社会保障制度の周知に努め、だれもが元気に暮らすことができる健康福祉の環境づくりを進めます。

(1) 健康づくり・医療体制の充実

- 健康づくり推進体制の整備
- 健康づくり活動の拡大・定着化
- 食育の推進
- 健康診査・指導等の充実
- 母子保健の充実
- 精神保健福祉の充実
- 感染症対策の充実
- 地域医療体制の充実

(2) 地域福祉の充実

- 地域福祉に関する指針の見直し
- 福祉サービスを利用しやすい環境づくり
- 福祉サービス・担い手の充実
- 支え合う地域づくり

(3) 子育て支援の充実

- 子育て支援に関する指針の見直し
- 子育てを支援する仕組みづくり
- 健やかに生み育てる環境づくり
- 次代を担う心身ともにたくましい人づくり
- 仕事と子育てを両立させる社会づくり
- 子どもが安全に育つ安心なまちづくり

(4) 高齢者支援の充実

- 高齢者支援推進体制の充実と指針の見直し
- 健康づくり・社会参画の促進
- 地域包括ケアシステムの充実
- 在宅生活の支援と介護者への支援
- 地域支援事業の推進
- 認知症対策の推進
- 介護保険サービスの充実

(5) 障害者支援の充実

- 障害者支援推進体制の充実と指針の見直し
- 啓発・広報・交流等の推進
- バリアフリー、ユニバーサル・デザインのまちづくり
- 保健・医療サービスの充実
- 生活支援の充実
- 教育・療育の充実
- 雇用・就労の促進

(6) 社会保障の周知

- 国民健康保険事業の健全化
- 後期高齢者医療制度の適正な運営
- 国民年金制度の周知徹底
- 生活保護世帯への適切な対応

5. 自然と共生する快適・安全なまち

水と緑の豊かな自然が息づくまちとして、自然環境・景観の保全是もとより、あらゆる環境問題に対応した、総合的な環境施策を推進し、環境と調和したまちづくりを進めます。

また、快適な生活の確保と美しい水環境・水循環の視点に立った上下水道の充実、循環型社会の形成に向けたごみ処理・リサイクル体制、し尿処理体制の充実、うるおいのある親水・親緑空間の保全と創造、さらには近年増加傾向にある集中豪雨やそれに伴う土砂災害、東海・東南海・南海地震への備えをはじめとする、あらゆる災害に強いまちづくり、事故や犯罪のないまちづくりなど、危機管理体制の充実を図り、だれもが住み続けたい、移り住みたい、快適で安全・安心な居住環境づくりを進めます。

(1) 自然環境と調和したまちの創造

- 自然環境・景観の保全
- 地球温暖化対策の推進
- 新エネルギー施策の推進
- 日高川の水質汚濁防止対策の推進
- 野焼き等環境問題への適切な対応
- 住民の主体的な環境保全活動の促進
- 美しい景観づくり、全町的な緑化運動の展開

(2) 上下水道の整備

- 水道施設未整備地区の整備
- 水道施設の整備充実と適正管理
- 水質の安全確保
- 集落排水施設の適正管理と加入促進
- 合併浄化槽の設置促進

(3) 廃棄物処理等環境衛生の充実

- ごみ収集・処理体制の充実
- 3R 運動の促進
- ごみの不法投棄対策の推進
- し尿収集・処理体制の充実
- 浄化槽の適正管理の促進
- 斎場の適正管理

(4) 公園・緑地・水辺の整備

- 公園・緑地・水辺整備の検討・推進
- 既存公園の整備充実と管理体制の充実

(5) 消防・防災の充実

- 消防団等の充実
- 常備消防・救急体制の充実
- 消防施設・設備の整備
- 総合的な防災・減災体制の確立
- 治山・治水対策の促進
- 武力攻撃等緊急事態対策の推進

(6) 交通安全・防犯の充実

- 交通安全に関する啓発等の推進
- 交通安全施設の整備
- 事故や犯罪の起こりにくい環境づくり
- 防犯に関する啓発等の推進と防犯活動の促進
- SNS 等による犯罪に対する啓発等の推進
- 防犯灯及び防犯カメラの設置促進
- 犯罪被害者への対応
- 消費者支援の充実

6. とともに創る自立したまち

性別や世代、障がいの有無に関わらず、社会を構成するすべての人々が尊重され、ともに生きることができるまちづくりに向けた取り組みを推進します。

また、支え合い、協力し合いながら地域をつくるコミュニティの力が十分に発揮できるよう取り組みを進めるとともに、住民と行政の情報・意識の共有化、多様な分野における住民参画・協働の促進など、住民と行政の新たな関係を構築し、協働のまちづくりを推進します。

さらに、限られた経営資源を有効活用し、自主自立のまちを創造し、将来にわたって持続的に経営していくため、行財政全般について常に点検・評価・公表を行いつつ、変化を前向きに捉えながら、住民の視点に立った行財政改革を推進します。

(1) 一人ひとりを尊重するまちづくりの推進

- 人権教育・啓発推進体制の充実
- あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- 男女共同参画に関する指針の見直し
- 男女平等の実現に向けた意識改革の推進
- 政策・方針決定過程への男女均等な参画の促進
- 労働・雇用における個性と能力の発揮
- 相談体制等の充実

(2) コミュニティ力の発揮

- コミュニティ意識の啓発
- コミュニティ活動の活性化支援
- 集落機能の維持推進

(3) 協働のまちづくりの推進

- 広報・広聴活動の充実
- 情報公開の推進
- 各種行政計画の策定等への住民参画・協働の促進
- 公共施設の整備・管理等への住民参画・協働の促進
- ボランティア、NPO等の育成

(4) 自主自立の自治体経営の推進

- 持続可能な行財政運営の推進
- 広域行政の推進



第2次日高川町長期総合計画 【概要版】

発行年月：平成30年3月 発行：日高川町
〒649-1324 和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地
TEL：0738-22-2041（企画政策課）